

品川区スポーツ推進委員候補者選任要綱

制定	平成21年4月1日	区長決定	第203号
改正	平成23年11月9日	区長決定	第132号
改正	平成24年2月1日	区長決定	第11号
改正	平成27年2月9日	部長決定	第49号
改正	平成31年1月18日	部長決定	第100号
改正	令和元年11月20日	区長決定	第322号
改正	令和2年4月27日	区長決定	第96号
改正	令和3年9月1日	部長決定	第301号
改正	令和6年3月1日	部長決定	第51号

(目的)

第1条 この要綱は、品川区スポーツ推進委員に関する規則（平成21年品川区規則第25号。以下「規則」という。）の規定に基づき、スポーツ推進委員（以下「委員」という。）の選任について必要な事項を定めることを目的とする。

(資格)

第2条 委員の対象者は、規則第3条に定める者のうち、選任時において25歳以上65歳以下の者とする。

(候補者の推薦)

第3条 前条に定める者のうち、次の団体および区長が適当と認める者を定数の範囲内で候補者として推薦することができる。

(1) 区民のスポーツ推進に積極的であり、日常的、組織的にスポーツ・レクリエーション活動の機会を区民に提供している次の団体

ア 品川区青少年対策地区委員会

イ 公益財団法人品川区スポーツ協会

ウ 品川区トリム体操連盟

エ 地域スポーツクラブ

(2) その他区長が適当と認める団体

(推薦依頼の通知)

第4条 区長は、委員の任期満了から2ヵ月以上前に、前条各号の団体（以下「推薦団体」という。）に対し別記第1号様式により、候補者の推薦依頼を通知する。

(候補者の推薦)

第5条 推薦団体は、前条に規定する通知を受けたときは、別に定める期日までに別記第2号様式により、候補者推薦書を区長に提出する。

(委員の内定)

第6条 区長は、前条の規定による推薦があったときは、推薦書および関係書類を審査し、委員として決定すべき者と認めたときは、委員の内定について推薦団体および候補者あて通知する。

(同意書)

第7条 委員として内定された者は、別に定める期日までに区長に対し別記第3号様式により同意書を提出する。

(内定通知の取消し)

第8条 区長は、その後の事情により委員として適性を欠くことが明らかになった場合

は、委員の内定を取り消すことができる。

(委任)

第9条 この要綱の適用について必要な事項は、別に文化観光スポーツ振興部長が定める。

付 則

1 本要綱は、平成21年4月1日より適用する。

付 則

本要綱は、平成23年11月9日より適用する。

付 則

本要綱は、平成24年4月1日より適用する。

付 則

本要綱は、平成27年4月1日より適用する。

付 則

本要綱は、平成31年4月1日より適用する。

付 則

本要綱は、令和元年12月1日より適用する。

付 則

本要綱は、令和2年5月1日より適用する。

付 則

本要綱は、令和3年9月1日より適用する。

付 則

本要綱は、令和6年4月1日より適用する。